小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２５年（再イ）第３号

石川県加賀市別所町富士見ケ丘２の７番地の１

再生債務者　高市　武昭

1　決議に付する変更再生計画案　平成26年４月11日付け変更再生計画案

2　変更再生計画案に対する回答期間　平成26年５月12日まで

平成26年４月16日　金沢地方裁判所小松支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２２年（再イ）第１０９号

兵庫県西宮市津門稲荷町５番13―603号、認可決定時の住所兵庫県西宮市津門川町11番７―208号

再生債務者　西尾　友伸

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成22年11月17日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成26年４月17日　神戸地方裁判所尼崎支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第２号

愛媛県松山市三番町４丁目６番地１　ダイアパレス三番町1204号

再生債務者　谷口　和夫

1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年５月９日まで

4　一般異議申述期間　平成26年５月16日から平成26年５月23日まで

松山地方裁判所民事部

平成２６年（再ロ）第２号

仙台市若林区沖野３丁目13番36号

再生債務者　宍戸　政幸

1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年５月15日まで

4　一般異議申述期間　平成26年５月29日から平成26年６月12日まで

仙台地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第１２号

大阪府東大阪市藤戸新田２丁目３番17号

再生債務者　森本　栄作

1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年５月15日まで

4　一般異議申述期間　平成26年５月19日から平成26年６月２日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１００９８号

東京都町田市金井２―12―18

再生債務者　青嶋　純史

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年４月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年５月１日まで

平成26年４月17日

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１号

相模原市南区松が枝町４番１号　マンションＡＡ103

再生債務者　齋藤冨美枝

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年５月８日まで

平成26年４月17日

横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（再ロ）第１号

福岡県直方市大字感田2594番地３

再生債務者　古賀　眞澄

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年５月８日まで

平成26年４月17日　福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（再ロ）第１号

青森県つがる市柏広須藤枝61番地２

再生債務者　原田真輝子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年４月10日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年５月15日まで

平成26年４月17日

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２６年（再ロ）第２号

広島県東広島市西条町上三永547番地

再生債務者　山内　雄一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年４月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年５月15日まで

平成26年４月17日

広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第２号

神奈川県横須賀市追浜東町１丁目49番地29

再生債務者　宮腰　一徳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年３月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月17日

横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（再ロ）第２号

鹿児島県指宿市東方703番地２

再生債務者　西村　秀文

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月15日

鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（再ロ）第１１号

京都市山科区小野鐘付田町15番地６

再生債務者　ＳＡＬＩＭＩ　ＥＳＭＡＩＬ（サリミ　エスマイル）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月18日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２５年（再ロ）第１１号

埼玉県川口市新堀町１番７号プロスペリテ305号

再生債務者　土井　祐治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年４月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年４月18日

さいたま地方裁判所第３民事部

法務省共済組合定款の一部変更について

法務省共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のとおり変更する。

平成 26 年３月 31 日

法務省共済組合代表者

法務大臣　谷垣　禎一

第28条第１項の表中「$\frac{5.36}{1,000}$」を「$\frac{5.83}{1,000}$」に、「$\frac{10.72}{1,000}$」を「$\frac{11.66}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{5.36}{1,000}$」を「$\frac{5.83}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{1.01}{1,000}$」を「$\frac{0.80}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成26年４月１日から施行する。

2　変更後の第28条第１項から第３項までの規定は、平成26年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。